

千葉県告示第406号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関から変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年5月11日

千葉市長 神谷 俊一

【薬局】

名称 (変更後)	所在地 (変更後)	変更年月日
さくらんぼ薬局 小中台町店	千葉県稲毛区小中台町356-15	令和5年3月6日
小中台町アズール調剤薬局	変更なし	
さくらんぼ薬局 稲毛店	千葉県稲毛区小仲台6-23-10	令和5年3月13日
稲毛アズール調剤薬局	変更なし	